

保育事業と公的関与の仕組み

○保育事業を提供する民間事業者のうち、「保育所」「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型事業」に類する事業を行うものであって、児童福祉法に定める基準を満たすものは、都道府県又は市町村による認可を受けることができる。

○さらにこれら認可された事業のうちから、子ども・子育て支援制度に基づく「子どものための教育・保育給付」に係る施設(公費負担の対象施設)となるものについて、市町村が「確認」を行う。

